

農地法第3条許可申請に必要な書類一覧表

1. 申請書(様式は農業委員会事務局に備えています)

	書類名	提出部数	備考
1	第3条許可申請書	3部	譲渡人数+譲受人数+受付分
2	営農計画書(別添②)	1部	

※申請人・申請地が複数で1枚目の許可申請書に記入できない場合は、同シートの別紙①様式へ記入してください。

2. 添付資料(各1部)

	資料名	備考	発行
1	申請地の登記事項証明書 (全部事項証明書・登記官の印影があるものに限る)	面積・所有権の確認	名護法務局
2	申請地の公図(分筆した場合)	位置形状等の確認	名護法務局
3	申請地の位置・見取り図	位置の確認	各自
4	住民票抄本(譲渡人) ※登記簿記載の住所と現住所が異なる場合、戸籍の附票等の現住所とのつながりが分かり、同一人物であることを確認できる書類も添付	登記簿上所有者の住所と現住所が異なる場合	居住地役場の住民課
5	契約書の写し (法第3条の3項による許可を受けようとするものについては、適正に利用しない場合の解除する旨等の記載がある契約書の写し)	解除条件付き (※使用貸借・賃貸借) 許可の場合	各自
6	委任状	代理申請の場合	各自
7	耕作証明書(譲受人) ※耕作状況を確認して発行するため、事前に発行することをお勧めします	農業従事の確認 (譲受人が村外在住で経営地がある場合)	居住地の農業委員会
8	その他必要と思われる書類		

※1 農業者年金(経営移譲)の関係がある場合は、年金受給者の資産証明書(土地のみ全部)

※2 競売の場合は、買受確認証明・売却決定広告の写し(物件目録・明細書)等

※3 相続未登記の場合は、関係人全ての改正現戸籍と相続系譜図、相続放棄や共有の場合は同意書

※4 代理申請について行政書士又は行政書士法人でないものは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、業として行うことはできません。

※5 その他(該当申請が適当なものと証明するに必要となる書類等の提出を求めることがあります)。

【お問い合わせ】 伊江村農業委員会

〒905-0502 沖縄県国頭郡伊江村字東江前 38 番地

TEL:0980-49-3161 / FAX:0980-49-5601